令和6年1月9日				
	資	料	提	供
担当	和歌山県消費生活センター 井澗			
電話	0 7	3 - 4	1 3 3	-0241

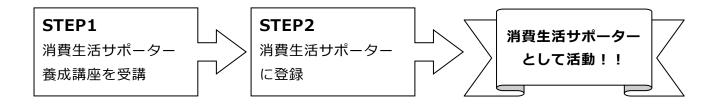
和歌山県消費生活サポーター大募集!

あなたの力を消費者被害防止に役立てませんか?

県では、地域における消費者啓発の担い手として、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のために地域で見守り活動をしていただくボランティアの方を「和歌山県消費生活サポーター」として登録し、現在約250名の方に活動いただいております。

今年度も下記のとおり「令和5年度和歌山県消費生活サポーター養成講座」を開催 し、新たに消費生活サポーターとして登録いただける方を募集します。

また、消費者被害防止ネットワークの構築・強化のために、地域の中で見守り活動等を行っている又は関心のある団体及び個人を対象とした「消費者被害防止ネットワーク研修会」も併せて開催します。



1 開催日時・場所

(1)和歌山会場

日時:令和6年2月26日(月) 13時00分~15時30分

場所:和歌山県消費生活センター 研修室

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階

(2)田辺会場

日時:令和6年2月27日(火) 13時00分~15時30分

場所:西牟婁振興局1階 中会議室B

田辺市朝日ヶ丘23-1

2 対 象 者 和歌山県内在住の 2 0 歳以上の方で、消費者問題に関心があり、 地域で見守り活動を行う意欲のある方 3 内 容 「特殊詐欺被害の現状とその対処法」

「事例から学ぶ!よくある消費者トラブル」

「契約の基礎知識」

「和歌山県消費生活サポーターの活動概要・登録受付」

- 4 定 員 各会場30名
 - ※ 先着順。受講いただけない場合はご連絡します。
- 5 申込方法 「申込書」を郵送・FAX・メールのいずれかで下記の申込先へ送付(送信)してください。

「申込書」は、和歌山県消費生活センターホームページからダウンロードできます。(http://www.wcac.jp/)

- 6 申込期限 令和6年2月16日(金)
- 7 申込先 和歌山県消費生活センター

【住 所】 〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階

【電 話】073-433-0241

[FAX] 073-433-3904

[e-mail] e0313011@pref.wakayama.lg.jp

消費生活サポーターの主な活動

- ●地域内で、消費者被害防止のための啓発活動を行う。
- ●消費者トラブルに遭った可能性がある地域住民に対し、消費生活相談窓口を紹介する。
- ●県及び市町村が実施する消費生活に関する事業に協力する。
 - ※ 任期は講座終了日から令和7年3月31日までです。
 - ※ 1年毎に継続の意思確認を行います。